

# 東洋史研究

第五十二卷 第一號 平成五年六月發行

## 「梁における「征討都督」

小尾 孟 夫

はじめに

一 「征討都督」任用例

二 「征討都督」の役割

三 武帝期における「都督衆軍」等事例

四 梁末における「都督衆軍」等事例

おわりに

はじめに

1  
本稿は東晉南朝における「征討都督」の果たした役割を追究する一環として、梁における「征討都督」を取り上げ、「征討都督」を中心にして征討體制が如何なる状況で、如何に編成されたかを考察する<sup>(1)</sup>。「征討都督」は「都督征討諸軍事」の略稱と考えられるが、本稿では史料に登場する「都督征討諸軍事」の様々な變形をも含めて、その總稱として用いる<sup>(2)</sup>。更に併せて、諸軍を統率して軍事編成を行うことを示す「都督衆軍」等のやや断片的な史料の分析も行い、「征討都

2  
督」との関連を追究し、「征討都督」任用例を補充しようと試みた。

一 「征討都督」任用例

梁における「征討都督」任用例を提示すると次の如くである。大略、任用順に、A被任用者姓名、B任用時期（年號）は概略を示す）、C任用原因・理由等、D「征討都督」任用時の現任官職、E「征討都督」史料例、及び出典等について記す。

- (1) A 鄧元起 B 天監四年<sup>(3)</sup> C 梁州長史夏侯遷の反亂、北魏侵寇  
D 益州刺史

E 假節、都督征討諸軍事<sup>(4)</sup> 〔梁書〕卷一〇、鄧元起傳

- (2) A 臨川王蕭宏 B 天監四年一〇月～五年九月 C 北魏を討つ

D 使持節、侍中、都督揚南徐州諸軍事、中軍將軍、揚州刺史  
E 都督南北兗北徐青冀豫司霍八州北討諸軍事（都督北討諸軍事）

〔梁書〕卷二、武帝紀中、卷三二、太祖五王、臨川靖惠王宏傳、〔南史〕卷六、梁本紀上

- (3) A 裴邃 B 普通五年<sup>(5)</sup>～六年五月 C 北魏を討つ

D 督豫州北豫霍三州諸軍事、宣毅將軍、豫州刺史  
E 督征討諸軍事 〔梁書〕卷二八、裴邃傳

- (4) A 裴之平 B（普通以降） C 衡州の内亂鎮定

D 文德主帥<sup>(6)</sup>

E 假節、超武將軍、都督衡州五郡征討諸軍事 〔陳書〕卷三五、裴忌傳

- (5) A 蕭淵藻 B 大通元年 C 渦陽を確保する  
D 侍中、中護軍  
E 使持節、北討都督、征北大將軍  
〔『梁書』卷三、武帝紀下、卷三三、長沙嗣王業傳附蕭淵藻傳〕
- (6) A 羊侃 B 大通三年 C 北魏から梁へ南歸  
E 使持節、散騎常侍、都督瑕丘征討諸軍事、安北將軍、徐州刺史  
〔『梁書』卷三九、羊侃傳〕
- (7) A 羊侃 B (中大通元年) C 北魏北海王元顥の北還  
D 使持節、散騎常侍、都督瑕丘征討諸軍事、安北將軍、徐州刺史  
E 都督北討諸軍事  
〔『梁書』卷三九、羊侃傳〕
- (8) A 元樹 B 中大通四年二月 C 北魏を討つ  
D 侍中、鎮右將軍、〔散騎常侍〕  
E 使持節、鎮北將軍、都督北討諸軍事  
〔『梁書』卷三、武帝紀下、卷三九、元樹傳〕
- (9) A 鄱陽王蕭範 B 太清元年六月 C 西魏を討つ  
D 使持節、都督雍梁東益南北秦五州諸軍事、鎮北將軍、雍州刺史  
E 使持節、征北大將軍、總督漢北征討諸軍事  
〔『梁書』卷三、武帝紀下、卷二一、鄱陽王範傳〕
- (10) A 邵陵王蕭綸 B 太清二年八月 C 侯景を討つ  
D 中衛將軍、開府儀同三司  
E 加征討大都督  
〔『梁書』卷三、武帝紀下、卷二九、高祖三王、邵陵王綸傳〕
- (11) A 武陵王蕭紀 B 太清三年三月 C 侯景を討つ  
D 持節、都督益梁等十三州諸軍事、征西大將軍、開府儀同三司、散騎常侍、益州刺史

E 侍中、假黃鉞、都督征討諸軍事、驃騎大將軍、太尉、承制

(『梁書』卷三、武帝紀下、卷五五、武陵王紀傳、『南史』卷五三、梁武帝諸子、武陵王紀傳)

(12) A 鮑泉 B 太清三年七月 C 湘州刺史河東王肅譽を討つ

D (鎮兵將軍) 信州刺史

E 南討都督

(『梁書』卷五、元帝紀、卷三〇、鮑泉傳)

## 二 「征討都督」の役割

「征討都督」任用例を見る限り、軍職名としての在り方は、東晉以來のそれを踏襲しているように思われる。「都督征討諸軍事」、「督征討諸軍事」があり、「征討」の部分には「西討」、「北討」が入ったり、また、「北討都督」、「征討大都督」としても表現される。これらの事例から考えて、梁においても「都督征討諸軍事」等の略稱として「征討都督」と表現することは問題ないであろう。本稿でも様々な變形を有する「都督征討諸軍事」を「征討都督」と總稱したい。

「都督征討諸軍事」、「督征討諸軍事」が存在する以上、「監征討諸軍事」も存在したと考えられる<sup>(8)</sup>。更に「征討都督」任用者には「假節」、「持節」、「使持節」が與えられる。もちろん節をもたない者も存在したであろう。こうして見ると、「征討都督」の軍職名の在り方は、梁においても「都督州(郡)諸軍事」とほぼ同様と見なして良いであろう。

梁の「征討都督」任用例について、如何なる状況の下で出現したのか簡単に觸れておく。(2)(3)(8)は北魏を、(9)は西魏を討った際の事例、(1)(5)(6)(7)は梁と北魏との對立と絡んで、北魏に對處する必要から生じた事例である。(4)は内亂、(10)(11)(12)は梁滅亡の最大原因となった侯景の亂に際して現れた事例である。

以下、「征討都督」の役割について見るため、個々の「征討都督」任用状況を把握して行きたい。主として、「征討都督」派遣状況、「征討都督」配下の諸軍、「征討都督」の征討諸軍に對する總指揮・監督等について追究する。

(一) 鄧元起任用例

鄧元起は中興元年(五〇一年)に益州刺史となり、在州二年で右衛將軍に徴され、西昌侯蕭淵藻と交代することになった。その際、梁州の長史夏侯道遷が南鄭に據つて反し、北魏を誘い、それが更に北魏の東西晉壽への侵寇となつて事態は急を告げた。元起は益州刺史として梁州征討の義務はなかつたが、董督の任は自分にありとして梁州に赴こうとした。そこへ武帝が元起に節を假して、都督征討諸軍事とし、漢中を救わせようとしたのである。<sup>(9)</sup>「征討都督」に任じられることにより、梁州征討が正式に認められる。「征討都督」が董督(≡監督)の任に應ずる軍職であること、それが武帝により與えられたことが分かる。更に元起が任用された状況を見てみよう。通常、梁州内の小規模の反亂や梁州に對する小規模の外敵侵寇であれば梁州刺史のみで充分に對處できたはずである。ところが本例では反亂と北魏侵寇とが重なつて事態が急を告げたことと共に、もう一點、征討に對處できる梁州刺史が不在であつたことも無視できない。梁州では丁度、州刺史交代時で、王珍國が赴任途中に於つて魏興を攻めている。<sup>(11)</sup>従つて、近隣の州で征討に對處できたのは益州であつたが、益州でも丁度、州刺史交代時であつて、離任しようとした元起が適役と認められたのであろう。「征討都督」鄧元起の征討體制については不明である。

(二) (2) 臨川王蕭宏任用例

天監四年(五〇五年)一〇月、武帝の詔により北伐となり、武帝の弟、臨川王蕭宏は「征討都督」に任じられる。宏の「百萬の師」は壽春に近い洛口に至り、前軍は梁城に勝つた。しかしながら、宏は北魏の援軍が近いことを知ると、怯んで、軍を歸そうとし、天監五年九月に洛口の軍が崩潰すると都に逃げ歸つた。これが實狀であろうが、戦争が長引いたので詔により軍を歸還させたことになっている。<sup>(12)</sup>宏の征討軍は武帝の弟ということで、携行した武器はすべて選り抜きの新

品であり、軍容は甚だ盛んで、百数十年の間見られなかったものと言われる。「百萬の師」に誇張はあるかもしれないが、征討軍の規模はかなり大きかったと思われる。尙書右僕射柳惔が「征討都督」宏の副であり、副が置かれていることからそれが伺える。<sup>(13)</sup> それでは、そのような大規模な征討體制はどのように編成されたのであろうか。征討参加者を見てみる。

①劉思效〔輔國將軍〕 天監五年三月に北魏の青州刺史元繫を膠水に破る。<sup>(14)</sup>

②韋叡〔輔國將軍、豫州刺史、領歷陽太守〕 詔により衆軍を都督して参加、天監五年五月に合肥城に勝つ。その配下に入つた者に、長史王超宗、梁郡太守馮道根がいる。<sup>(15)</sup> 合肥平定後、武帝は衆軍に東陵に進むよう詔し、そして北魏と會

戦という時に歸還の詔を出した。<sup>(16)</sup>

③裴邃〔廬江太守〕 天監五年五月に、羊石城、霍丘城を破り、合肥を攻めている。<sup>(17)</sup>

④桓和〔青冀二州刺史〕 前軍を務め、天監五年六月、朐山城を攻め落として、<sup>(18)</sup>

①劉思效の軍の由來は不明であるが、<sup>(19)</sup> ②韋叡、③裴邃、④桓和は州刺史や郡太守の率いる地方軍である。

⑤昌義之〔假節、督北徐州諸軍事、冠軍將軍、北徐州刺史〕 鍾離に鎮し、<sup>(20)</sup> 州兵を率い、「征討都督」臨川王蕭宏の節度（「

指揮）を受け、前軍となり、北魏の梁城戍を攻め落としている。北徐州刺史昌義之が宏の指揮を受けたように、その他の地方軍も宏の配下に入っていたと考えられる。

⑥張惠紹〔太子左（右）衛率〕 冠軍長史胡辛生、寧朔將軍張豹子と共に、天監五年五月、北魏の宿豫城を一時陥落させた。<sup>(21)</sup>

⑦呂僧珍〔左衛將軍、加散騎常侍〕 天監五年夏に、命により羽林の勁勇を率いて梁城に出ている。<sup>(22)</sup>

⑧張惠紹、⑦呂僧珍の統率する軍は中央軍に由来すると考える。

以上により、「征討都督」臨川王蕭宏の征討軍は相當の規模を有し、中央派遣軍と地方軍より成立していたことが分か

る。また、征討實施において、武帝は征討軍の編成や、進軍から歸還までの諸作戰について指示していたことも伺えよう。そのような武帝の指示を受けて、「征討都督」は征討軍の指揮官の役目を果たしたと言えよう。

更に宏の「征討都督」は「都督南北兗北徐青冀豫司霍八州北討諸軍事」であり、八州という限定附きである。これは宏の江北に展開する征討地域を含むと共に、豫州刺史、北徐州刺史、青冀二州刺史を統率したように、征討に際して地方軍を統率して支配下に置くことのできる範囲をも示していると考えられる。<sup>(23)</sup> 宏の現職は、使持節、侍中、都督揚南徐州諸軍事、中軍將軍、揚州刺史であつて、豫州刺史等を統率したことは、その州都督管轄外の事である。このように、宏の「征討都督」は、廣く中央軍、地方軍を統率しており、現職の州都督に制約されるものではない。こうしたところにも「征討都督」の独自の役割が見られる。

### (三) (3) 裴邃任用例

普通五年(五二四年)、武帝は東西より一齊に北伐を計っている。裴邃を「征討都督」とし、騎三千を率いて壽陽を襲わせている。九月に壽陽に至り羅城に入るも破ることができなかつた。<sup>(24)</sup> 邃の統率下に入った者は、譙州刺史湛僧智、歷陽太守明(胡)紹世、南譙太守魚弘、晉熙太守張澄等の驍將達であつた。<sup>(25)</sup> 普通年間にこれらの郡太守が何州に歸屬していたか明確にし難いが、南齊では豫州や南豫州に屬する郡太守であつた。<sup>(26)</sup> 譙州刺史は明らかに邃の三州都督の管轄外である。こうした州都督管轄外の州刺史を軍事的に統率する権限はやはり「督征討諸軍事」に根據があると考えられる。邃が豫州治下の郡太守を統率したとすれば、州都督管轄内の地方軍を支配したことになる。そうすると、州都督・刺史が「征討都督」になることは、「征討都督」の働きを強化することになるだろう。その外に邃は直閣將軍李祖憐を指揮している。直閣將軍は東宮に關わる武官とも考えられ、中央から派遣され、邃の支配下に入ったのであろう。<sup>(27)</sup>

7 更に北伐の狀況とその他の北伐參加者を追つてみる。①元樹〔平北將軍、北青兗二州刺史〕は、普通五年六月に上記二州刺

史となり、衆を率いて北伐している。②成景偉〔徐州刺史〕は普通五年八月に北魏の重城、九月に睢陵城を破っている。

③趙景悦〔北兗州刺史〕は普通五年九月に荆山を圍み、六年二月には北魏の龍亢城を降している。普通五年九月に壽陽に至った裴邃は一〇月に①元樹と共に北魏の建陵城を破る。十一月に壽陽の安城を攻め落とす、北魏の馬頭、安城が來降、六年になり、北魏の新蔡郡を破り、鄆城の地まで攻略している。邃は五月に軍中に没した<sup>(28)</sup>。その他、東方では青冀二州の地の征討も見られたが、西方では、④晉安王肅綱〔使持節、都督雍梁南北秦四州鄆州之竟陵司州之隨郡諸軍事、寧蠻校尉、安北將軍、雍州刺史〕は、普通六年正月、長史柳津に北魏の南郷郡を、司馬董當門に北魏の晉城を破らせている。<sup>(29)</sup>

裴邃没後、夏侯亶は使持節を加えられ、邃に代った。そのことを「壬子、中護軍夏侯亶をして壽陽諸軍事を督し、北伐せしむ」とも述べる<sup>(30)</sup>。邃の如く「征討都督」についての言及はない。亶は北魏の將、河間王元琛、臨淮王元或等と對戦し、たびたび勝っている。ついで、軍を合肥に歸し、兵馬を休養させ、壽陽の堰が完成したら、また進軍するようという密敕が下った<sup>(31)</sup>。そして普通七年二月に北伐衆軍は解嚴となり、普通五年に始まった北伐は一應終了したと考えられる。夏侯亶が裴邃の「征討都督」を引き継いだ可能性はあるように思われる。<sup>(32)</sup><sup>(33)</sup>

以上の普通五年〜七年二月の北伐は、武帝の計畫と統一指揮の下に遂行されたと言えよう。東西にわたる戦線では、北兗兗二州刺史、北兗州刺史、徐州刺史、豫州刺史、雍州刺史等を動員している。それでは「征討都督」裴邃はこれら北伐征討軍全體を統率下に置いたのであるうか。そのことを裏附ける史料は見出されないようである。むしろ邃は豫州の合肥から北魏支配下の壽陽陥落を目指す征討軍の指揮官であったと考えられる。従って邃の統率する征討軍は、豫州や近隣の州の地方軍を主體として若干の中央軍を組み入れることによって編成されたのであった。またこの北伐の最大の目的も、「征討都督」を置いて對處した壽陽奪取にあったのであり、それ以外の東西からの州刺史等による北伐は、その目的を達成するための側面からの援助と位置づけられよう。全征討軍に對する統率は最終的には武帝であったと考えられる。



普通七年夏、武帝は再び壽陽奪取を計り、一月には達成された。その再征討は淮水に設けられた堰により大水が溢れ、壽陽城が水没しそうになった機會をとらえてのことであった。武帝は南北より壽陽を攻める。北道軍として元樹〔使持節、督郢司霍三州諸軍事、平西將軍、郢州刺史〕<sup>34</sup>に彭寶孫、陳慶之を率いて進ませた<sup>35</sup>。元樹の征討軍では陳慶之が「節を假され、軍事を總知す」とあり、中心的役割を擔った<sup>36</sup>。一方、裴邃の三州都督・豫州刺史を引き繼いだと考えられる夏侯亶は南道より壽陽を攻めた<sup>37</sup>。亶は邃が統率した湛僧智、魚弘、張澄等の地方軍を引き繼いで征討している<sup>38</sup>。南北兩道軍の指揮官は元樹、夏侯亶であるが、かれらが「征討都督」である史料は見出されない。しかしながら、夏侯亶が裴邃の諸軍を引き繼いだことから、その可能性はあろう。武帝の南北兩道軍に對する指圖はやはり大きかったように思われる。

#### 四 (5)蕭淵藻、(6)羊侃、(8)元樹、(9)都陽王蕭範等任用例

これらの任用例は侯景歸順と關連する(9)を除いて、北魏と何らかの關わりをもつて、北魏に對處する必要から生じたものであるが、北魏は丁度混亂期にあった。

(5)は、大通元年(五二七年)、北魏の渦陽が梁に降つたので、蕭淵藻を北討都督に任じ、渦陽に鎮せしめた。北魏に對處して渦陽を占據し、保持していく必要があつたからであらう。(6)は大通三年、北魏から南歸して京師に至つた羊侃が梁より授けられた。歸屬した者に「征討都督」と同時に北邊の徐州刺史を與え、北魏に對處させようとしたものである。

(7)は同じく羊侃が、中大通元年(五二九年)頃、都督北討諸軍事に任じられる。關連事項としては、陳慶之が律を失つたので、進軍を停止したとあり、時期的には慶之が假節、驍勇將軍として北魏の北海王元顥の北還を送つていつた際のことと思われ<sup>39</sup>。(8)は中大通四年二月に北魏を討つために、北魏の近屬元樹を都督北討諸軍事に任じた。元樹は北魏の譙城を攻め落したが、北魏の反撃により捕えられる。この北伐は時期的に見て、太尉元法僧を北還させた時期と重なる。その

北遷を援助するためのものであったかもしれない。

以上の「征討都督」任用例は、北魏と何らかの関わりをもっており、北魏に對處するためのものであったが、史料が乏しく、任用状況のごく一端が把握されたに過ぎない。征討軍の規模もあまり大きいとは思われないが、何れも通常の州刺史が對應できる事柄ではなかったと言えよう。次にやはり對外關係が絡んだ(9)鄱陽王蕭範の事例を見る。

太清元年(五四七年)二月、東魏の侯景の歸順を受け入れた梁は、三月、司州刺史羊鴉仁、兗州(土州)刺史桓和〔之〕、仁州刺史湛海珍等を懸瓠に派遣して景を援助させた。羊鴉仁に桓和〔之〕、湛海珍等精兵三萬を統率させている。鴉仁は都督豫司淮冀殷應西豫等七州諸軍事、司豫二州刺史であり、州都督には兗州(あるいは土州)、仁州は含まれず、それらの州刺史を統率したのは、武帝の詔による侯景應接のための特別な措置であった。(40)これに呼應して西方ではやはり侯景の歸順を援助するためと思われる北伐が計られている。鄱陽王蕭範は五州都督・雍州刺史であった可能性が大きい(41)が、使持節、征北大將軍、總督漢北征討諸軍事に任じられ、雍州より北上して穰城に進軍した。(41)この任用は範が安北將軍、南豫州刺史となる一二月までであったと思われる。その將軍號が鎮北將軍、征北大將軍から安北將軍へと降號となっているのは、北伐の失敗を示していると考えられる。征討軍の状況については不明である。

(甲) (10) 邵陵王蕭綸任用例

太清二年(五四八年)八月、侯景が壽陽に反すると、武帝の詔により、最初の、結果的には最後となった征討體制が組まれる。合肥に鎮する合州刺史鄱陽王蕭範を南道都督とし、北徐州刺史封山侯蕭正表を北道都督とし、司州刺史柳仲禮を西道都督とし、通直散騎常侍裴之高を東道都督として、東西南北より壽陽に向かわせようとした。更にその上、邵陵王蕭綸を征討大都督として衆軍を統率させて鍾離に向かわせている。(42)綸は鎮東將軍、南徐州刺史から中衛將軍、開府儀同三司に任じられ、その時点で、侯景征討のために征討大都督を加えられた。同様の事態を「(太清二年八月)甲辰、安前將軍・

開府儀同三司邵陵王綸を以て衆軍を都督し景を討たしむ。」<sup>(43)</sup>とも述べている。「衆軍を都督する」と表現される場合に「征討都督」の場合のあることが了解される。また、別の史料では「又、開府儀同三司・丹陽尹邵陵王綸をして節を持し、衆軍を董督せしむ。」<sup>(44)</sup>とあり、綸が總監督の立場にあったことが分かる。

綸は征討に出なければ、南徐州治所京口から建康に歸り、中衛將軍、開府儀同三司として中央軍を指揮したであろう。しかしながら綸は征討大都督を加えられ、京口より衆軍を統率して鍾離に向かったのであった。ところで、先の東西南北道都督の實際の動きはなかつたようである。恐らく侯景が意外に速く建康を突いたので、その征討活動は行われなかつたと考えられる。一方、綸が鍾離に到ると、侯景は既に采石より長江を渡って建康に迫っていたので、綸は急いで京口に引き返し、京口より建康を目指す。初め綸が鍾離に向かった際の征討軍の編成状況は不明であるので、統率状況が比較的に明らかでない京口から建康に向かった際の状況から綸の征討體制を類推したい。綸が統率したのは、寧遠將軍西豊公蕭大春、新淦公蕭大成等歩兵騎兵からなる三萬の軍隊であった。<sup>(45)</sup>大春は寧遠將軍、知石頭戍軍事であったが、侯景内寇に際して京口へ走り、綸に従ったのであった。<sup>(46)</sup>大成の官職等については不明である。その他の從軍者には、永安侯蕭確、超武將軍南安鄉侯蕭駿、前譙州刺史趙伯超、武州刺史蕭弄璋、歩兵校尉尹思合等の名が知られる。<sup>(47)</sup>蕭確は祕書丞、太子中舍人であった可能性が大きい。<sup>(48)</sup>更に侯景と戦い敗れて捕われた者の中に蕭大春の外に、綸の司馬莊丘惠達、直閭將軍胡子約、廣陵令霍儒等がいる。<sup>(49)</sup>これらの事例から見ると、綸配下の軍には、侯景内寇以降、綸の下に馳せ加わった者がおり、それらは主として中央文武官であつたろう。そうすると、綸が最初に侯景を征討するために鍾離を目指した際に統率したのは、南徐州やその近隣の州の地方軍であつたと思われる。<sup>(50)</sup>

(六) (1) 武陵王蕭紀任用例

11 大清三年(五四九年)三月、侯景が臺城を攻め落すと、上甲侯蕭韶は西に赴き、武帝の密敕を傳え、武陵王蕭紀に都督

12 征討諸軍事等を加えた。大寶元年(五五〇年)六月には、紀は世子圓照に蜀の選りすぐりの兵士三萬を領させて、湘東王

蕭繹の節度を受けさせた。繹は紀が征討に出るのを許さず、紀の「征討都督」は實現しなかつた。<sup>(51)</sup>

以上、梁における比較的明瞭な「征討都督」任用例について検討した。次に検討するのは、「征討都督」と明確には記載されていないが、その可能性のある事例についてである。既に(10)邵陵王蕭綸の例で見たように、征討大都督を加えられた綸について、「衆軍を都督する」と表現されたことを述べた。史料上では単に「督衆軍」、「都督衆軍」と記載された場合があり、こうした事例が「征討都督」と如何に關連するのか検討したい。まず、「侯景の亂」によって梁が大混亂に陥る以前の時期の、諸軍を統率して軍事編成を行う「都督衆軍」等の史料例を挙げて検討する。

### 三 武帝期における「都督衆軍」等事例

事例の提示は「征討都督」任用例提示の際と同じ要領に従う。

(1) A 鄭紹叔 B 天監三年 C 北魏、合肥を圍む

D 衛尉卿、加冠軍將軍

E 「以本號督衆軍鎮東關」

(『梁書』卷一一、鄭紹叔傳)

(2) A 曹景宗 B 天監五年十一月 C 北魏、鍾離へ侵寇

D 散騎常侍、右衛將軍<sup>(52)</sup>

E 「都督衆軍」(督衆軍)

(『梁書』卷二、武帝紀中、卷九、曹景宗傳、卷二二、韋叡傳)

(3) A 韋叡 B (天監七年、あるいは八年) C 北魏侵寇

D 安西長史、南郡太守

E 「詔叡督衆軍援焉」

(『梁書』卷二二、韋叡傳)

(4) A 張稷 B 天監一〇年 C 北魏、胸山を侵寇

D 使持節、散騎常侍、都督青冀二州諸軍事、安北將軍、青冀二州刺史

E 「詔稷權頓六里、都督衆軍」

〔『梁書』卷一六、張稷傳〕

(5) A 康絢 B 天監一三年～一五年 C 淮水に堰を築き、壽陽を水攻めする

D 太子右衛率

E 「督衆軍」

〔『梁書』卷一八、康絢傳、昌義之傳〕

(6) A 裴邃 B 普通二年七月 C 義州刺史反亂、北魏侵寇

D 大匠卿

E 「以邃爲假節、信武將軍、督衆軍討焉」

〔『梁書』卷三、武帝紀下、卷二八、裴邃傳〕

(7) A 西昌侯蕭淵藻 B 普通六年正月 C 北伐

D 侍中、領軍將軍

E 「督衆軍北伐」

〔『梁書』卷三、武帝紀下、卷五〇、文學下、謝綏卿傳〕

(8) A 豫章王蕭綜 B 普通六年三月 C 徐州彭城を鎮守

D 使持節、都督南兗兗青冀五州諸軍事、平北將軍、南兗州刺史

E 「都督衆軍鎮于彭城」

〔『梁書』卷三、武帝紀下、卷五五、豫章王綜傳〕

(9) A 南康王蕭會理 B 太清元年八月 C 大舉北伐

D 使持節、都督南北兗北徐青冀東徐譙七州諸軍事、平北將軍、南兗州刺史

E 「督衆軍北討」

〔『梁書』卷二九、高祖三王、南康簡王績傳附會理傳〕

13 (10) A 貞陽侯蕭淵明 B 太清元年八月 C 大舉北伐

## D (南) 豫州刺史

## E 「督衆軍圍彭城」

〔『梁書』卷五六、侯景傳〕

こうした史料に見られる「都督・督衆軍」に相應じる軍職が存在したのかどうか、存在したとすれば如何なる「都督」であったかに關心があるが、一先ず「征討都督」との關連を中心に見てみたい。<sup>(53)</sup>

(2)例について、天監五年(五〇六年)一二月、北魏中山王元英は北徐州に侵寇し、北徐州刺史昌義之を鍾離に包圍し、衆は百萬と號した。武帝は右衛將軍曹景宗に衆軍二〇萬を都督させて、これを拒ませた。その際、武帝は輔國將軍、豫州刺史章叡に豫州の衆を率いて曹景宗と合流させ、叡に景宗の節度(指揮)を受けさせようとしている。武帝の景宗に對する指示は、道人洲に駐屯して衆軍の集合を待つて一齊に進むようにさせるなど細かい點に及んでいる。<sup>(54)</sup>以上の如く、北徐州への援軍は曹景宗の率いる中央派遣軍と章叡の豫州軍により編成された。叡の配下に入ったのは梁郡太守馮道根、廬江太守裴邃、秦郡太守李文釗等であり、これらが豫州の衆であったと考えられ、豫州治下の郡太守の統率する諸軍である。<sup>(55)</sup>馮道根は衆三千を率いて叡の前驅となっており、郡太守統率軍の規模が分かる。<sup>(56)</sup>その他、太子右衛率張惠紹も參加しているが、これは曹景宗に從つて中央から赴いたのである。<sup>(57)</sup>以上、曹景宗の「都督衆軍」は北魏の北徐州への侵寇を防ぎとめるために派遣された救援軍という性格を有していたが、「征討都督」の可能性は大いにあろう。

(3)例について、天監七年一〇月、北魏、豫州の人、白阜(阜)生が懸瓠をあげて梁に降つたので、武帝が馬仙琕(都督司州諸軍事、司州刺史、貞威將軍)等を派遣したところ、北魏中山王元英の懸瓠への進攻となり、更に北魏軍は司州の三關に進出した。この事態に對處するため、武帝は章叡に衆軍を督して救援させた。衆一〇萬を率いる元英は章叡の到着を聞いて退き、武帝も軍を罷めさせた。<sup>(58)</sup>

章叡は安成王蕭秀(都督荆湘雍益寧南北梁南北秦九州諸軍事、安西將軍、荊州刺史)<sup>(59)</sup>の安西軍府の長史、南郡太守であった。叡の率いた衆軍は、荊州軍が中心をなし、それに荊州近隣の諸州の地方軍も參加したと思われる。司州三關が北魏に迫ら

れた時、郢州治下の竟陵太守康絢は節を假され、武旅將軍として衆を率いて救援に赴いている。<sup>(60)</sup> 康絢の如き近鄰の州の地方軍が叡の衆軍に含まれていたと思われる。

北魏支配下の懸瓠の歸降に對して、まず、司州都督・刺史に對處させ、北魏が進攻して手に負えなくなると、新たに荊州軍を中心としたと考えられる韋叡の出動となる。司州は安成王蕭秀の都督九州諸軍事には含まれず、州都督管轄外への出動であること、また州都督管轄外の郢州の地方軍の参加が見られることなど、韋叡の「督衆軍」が「征討都督」である可能性は大きい。

以上の外、(6)(7)例は衆軍を督して征討しており、(1)(4)(8)例は北魏に對處してのものであり、「征討都督」の可能性があるが、征討軍の編成状況等については明らかにし難い。

(5)例は「衆軍を督する」ことが、「都督淮上諸軍事」の軍職によって行われており、この軍職記載を信頼すれば、「征討都督」ではありえない。天監一三年、北魏の降人王足の、淮水をせき止め、壽陽を水浸しにして落とすという計を實施に移す。武帝は、徐州、揚州の民を二〇戸に五丁の割合で徵發して堰を築かせる。康絢が假節、都督淮上諸軍事として、役人、戰士二〇萬の總監督の任に當たり、途中、堰の決壊や北魏軍の妨害に遭いながらも天監一五年四月に完成している。<sup>(61)</sup> 堰建設に當たり、役人、兵士に従事させたり、北魏軍と戦うために、衆軍を督したのであり、その任務は「假節、都督淮上諸軍事」の軍職によって行われたと考えられる。また、徐州刺史劉思祖らと共に北魏軍と對戦しているが、<sup>(62)</sup> その軍職によって統率したと思われる。

以上、本節の「都督衆軍」等の事例には、「征討都督」の含まれる可能性のあること、及び、一例だが「征討都督」でない事例も存することが分かった。最後に、武帝死後、梁末の、主として「侯景の亂」による混亂期の「都督衆軍」等の事例を検討したい。「都督」、「大都督」等の事例も關連すると思われるので提示しておいた。

## 四 梁末における「都督衆軍」等事例

- (1) A 王僧辯 B 太清二年二月<sup>(63)</sup> C 侯景を討つ  
D 竟陵太守、雄信將軍
- E 「假節、總督舟師一萬、兼糧饋赴援」  
(『梁書』卷四五、王僧辯傳)
- (2) A 蕭方等 B 太清三年六月<sup>(64)</sup> C 湘州刺史河東王蕭譽を討つ  
D 現任官不詳
- E 「拜爲都督、令帥精卒二萬南討」  
(『梁書』卷五、元帝紀、卷四四、世祖二子、忠壯世子方等傳)
- (3) A 王僧辯 B 太清三年九月 C (2)に同じ  
D 現任官不詳  
E 都督  
(『梁書』卷五、元帝紀、卷四五、王僧辯傳)
- (4) A 徐文盛 B 大寶元年九月 C 侯景の將、任約を討つ  
D 持節、散騎常侍、左衛將軍、督梁南秦沙東益巴北巴六州諸軍事、仁威將軍、秦州刺史  
E 「督衆軍」  
(『梁書』卷五、元帝紀、卷四六、徐文盛傳)
- (5) A 王僧辯 B 大寶二年四月 C 侯景を討つ  
D 領軍將軍  
E 大都督  
(『梁書』卷五、元帝紀、卷四五、王僧辯傳)
- (6) A 王僧辯 B 承聖二年 C 陸納征討  
D 使持節、侍中、司徒、尚書令、都督揚南徐東揚三州諸軍事、鎮衛將軍、揚州刺史



E 都督東上諸軍事（東都督）

〔梁書〕卷四五、王僧辯傳

(7) A 宜豐侯蕭循 B 時期・C 目的は(6)例に同じ

D 驃騎將軍、開府儀同三司、湘州刺史

E 西都督

〔梁書〕卷五、元帝紀、卷四五、王僧辯傳、『資治通鑑』卷一六五、梁紀二一、元帝承聖二年の條

(8) A 王僧辯 B 承聖二年 C 武陵王蕭紀を討つ

D 使持節、侍中、司徒、尚書令、都督揚南徐東揚三州諸軍事、鎮衛將軍、揚州刺史

E 「被詔會衆軍西討、督舟師二萬」

〔梁書〕卷五、元帝紀、卷四五、王僧辯傳

(9) A 王僧辯 B 承聖三年一〇月 C 西魏、江陵へ侵寇

D 使持節、侍中、太尉、尚書令、都督揚南徐東揚三州諸軍事、車騎大將軍、揚州刺史

E 大都督、荊州刺史

〔梁書〕卷四五、王僧辯傳

以上の事例は湘東王蕭繹や繹即位後の元帝によって任用されたものである。<sup>(65)</sup>任用状況から見ると、ほとんどの事例が

「征討都督」と考えてもよい内容を有している。(2)(3)は蕭繹が湘州刺史河東王蕭譽を討たせた事例である。實は既述した

「征討都督」任用例<sup>(2)</sup>が、(2)、(3)の間に位置し、これら三例は繹による譽を討つための一連の任用である。蕭方等や王僧

辯は都督と表現されているが、鮑泉の南討都督の如く、「征討都督」であったとしてよからう。(4)例では徐文盛の數萬に

及ぶ征討軍は六州都督の管轄範囲に限定されず、それ以外の州刺史や更に蕭繹によって組み込まれた諸軍とから成り立っ

ている。徐文盛の配下に入った者には、右衛將軍陰子春、太子右衛率蕭慧正、衡州刺史席文獻等や、高州刺史周昉がお

り、<sup>(66)</sup>更に蕭繹が援助のために派遣した護軍將軍尹悅、平東將軍（定州刺史あるいは西荊州刺史）杜幼安、巴州刺史王珣等が

いる。<sup>(67)</sup>巴州刺史のみ文盛の六州都督管轄内にある。文盛は「征討都督」として衆軍を統率した可能性が大きい。

その他、軍職の表現として注目されるものは、(1)の「總督」、(5)(9)の「大都督」であろう。「總督」は「征討都督」任

用例(9)に「總督征討諸軍事」があるが、事例が少なく、軍職として「總督諸軍事」が存在するのか不明である。<sup>(68)</sup>「大都督」について見ると、(5)例は、大寶二年(五五一年)四月、侯景軍が西進し、江夏に入ると、湘東王蕭繹は領軍將軍王僧辯を大都督となし、侯景を討たせる。僧辯と景は巴陵において對峙するが、やがて景を東に押し返していく。三年二月に僧辯の衆軍が更に東へと江州尋陽を出發する時には、僧辯は使持節、大都督、征東將軍、開府儀同三司、江州刺史、尚書令となっており、衆一〇萬を擁していた。<sup>(69)</sup>僧辯の大都督は大寶三年四月、侯景が征討されるまで繼續したと考えられる。

「大都督」支配下に入ったのは、各地の州刺史統率軍が主であるが、郡太守統率軍も見られる。僧辯が巴陵に進んだ段階で、巴州刺史淳于量、定州刺史社胤、宜州刺史王琳らが統率下に入る。また繹が僧辯に合流させた羅州刺史徐嗣徽、武州刺史杜昺らの諸軍も配下に入ったであらう。<sup>(70)</sup>その他、信州刺史陸法和、南兗州刺史侯瑱や東揚州刺史陳霸先も従ったと思われる。<sup>(72)</sup>東討の過程では、晉州刺史魯廣達、郡太守孫瑒、韋載らの名が知られる。<sup>(73)</sup>(9)は、承聖三年(五五四年)一〇月、西魏軍が岳陽王蕭贍と共に江陵に進攻しようとした際、元帝が王僧辯を建康より徴して、大都督、荊州刺史となし、對處しようとした例である。僧辯は征討軍を編成して赴こうとしたが、その前に江陵は陥落してしまふ。僧辯の征討體制は前軍と後軍に分けられ、前軍を南豫州刺史侯瑱が、後軍を南兗州刺史杜僧明が統率したと考えられる。<sup>(74)</sup>僧辯は更に侯瑱の配下に青州刺史程靈洗を命じて従わせている。<sup>(75)</sup>大都督僧辯の征討軍が、前軍、後軍に分かれたことから、征討體制がかなりの規模であったことが分かる。征討軍は主として州刺史統率軍より成り立っていたと思われる。(5)(9)の王僧辯の大都督は、軍職として「征討大都督」に當たる可能性はあろう。

### おわりに

第一節、「征討都督」任用例について、個々の任用状況の検討を通して知り得た概要をまとめておきたい。「征討都督」は北魏との對外戦争や内亂において見られ、征討軍を指揮・監督する軍職である。「征討都督」が派遣されるのは、

常置の州都督・刺史による軍事體制では對處できないからであり、従つて對外戰爭や比較的規模の大きい内亂において派遣されることが多かった。一般的に「征討都督」による征討軍の規模は大きくならざるを得ないが、時に比較的小規模のものも見られる。そのような場合でも、やはり、常置の州都督・刺史による對處では困難な狀況の存在したことが看取される。「征討都督」は臨時の軍職であり、被任用者は別に官職を有する。その官職は固定化してはいないが、州刺史の者が多いようである。州刺史を任用した場合、臨時の軍職としての「征討都督」と、常置的な軍職としての州都督との關連性が問題とならう。「征討都督」配下の諸軍には、中央軍や州刺史、郡太守を中心とする地方軍が組み込まれている。その地方軍は州都督管轄外の地方軍にも及んでいる。州都督は一應、軍事的に管轄州（郡）の範圍が限定されているのに對して、「征討都督」は征討の必要に應じて、中央軍や州都督管轄外の地方軍をも支配下に置くことができるところに特色がある。従つて、州都督管轄下の地方軍を基盤に置ける州都督・刺史が「征討都督」に任用された場合、征討軍を編成するのに都合がよく、「征討都督」の働きを強化することにならう。

梁の「征討都督」に關する以上の考察については、東晉以來の「征討都督」の在り方を踏襲しており、特に變つた點は見られない。附け加えるとすれば、「征討都督」の背後において、征討計畫、作戰指揮における武帝の主導性が顯著であつたことが指摘できよう。また、南齊では宗室諸王の「征討都督」は見られなかったが、梁では宗室諸王が再び「征討都督」に任用されるようになったことを指摘しておきたい。なお、梁においては、征討軍の最前線での指揮官、「前鋒都督」の史料例を見出すことができなかった。大規模な征討軍においては「征討都督」の下に「前鋒都督」が置かれた可能性があらうが、この點については後考に待ちたい。

19

以上は、比較的明確な「征討都督」任用例から知り得た、梁の「征討都督」の概要である。續いて、第三、四節では「都督衆軍」等の如き、諸軍を統率して軍事編成を行なつた事例を集めて、「征討都督」との關連を見た。第一、二節の考察の結果を踏まえると、それらの征討に關連した大多數の事例が「征討都督」と見なしてよいように思われる。「征討

都督」を見る場合、こうした第三、四節の如き史料も視野に入れる必要があると考える。以上、梁の「征討都督」に關して、主としてその實態的側面を追究した。残された課題は多いが今後更に検討したい。

## 註

- (1) 拙稿「東晉における『征討都督』と『州都督』」(岡村貞雄博士還曆記念論集、漢文學と日本文化)、「東晉における『征討都督』と『前鋒都督』」(『史學研究』第二〇〇號、一九九三年)、「劉宋における『征討都督』」(横山英、寺地遵編『中國社會史の諸相』勁草書房、一九八八年)、「南齊における『征討都督』」(『廣島大學學校教育學部紀要』第二部第一三卷、一九九一年)を参照されたい。
- (2) 第二節を参照。
- (3) 『資治通鑑』卷一四六、梁紀二、武帝天監四年四月の條。
- (4) 『南史』卷五五、鄧元起傳に基つて假節とし、中華書局出版點校本(以下、中華書局版とする)、『梁書』卷一〇、鄧元起傳校勘記に基つて都督征討諸軍事とする。
- (5) 中華書局版『梁書』卷二八、裴邃傳校勘記。
- (6) 宮川尚志氏『六朝史研究 政治・社會篇』(日本學術振興會、一九五六年)第九章、南北朝の軍主・隊主・戍主等について、七、主帥を参照。
- (7) 中華書局版『梁書』卷五、元帝紀校勘記。
- (8) 東晉、南朝宋の「征討都督」任用例では實際に存在する。前掲拙稿参照。
- (9) 鄧元起の州都督(都督・監・督州(郡))諸軍事を州都督と略稱する)については不明であるので、丁度交代しようとした西昌侯蕭淵藻の肩書を見ると、持節、都督益寧二州諸軍事、冠軍將軍、益州刺史である。梁初、この時期、益州刺史の州都督の管轄範圍は益寧二州であり、梁州はその軍事的管轄下にはなかつたと考えられる。『梁書』卷二三、長沙嗣王業傳附蕭淵藻傳。
- (10) 『梁書』卷一〇、『南史』卷五五、鄧元起傳。
- (11) 『梁書』卷一七、王珍國傳。
- (12) 『梁書』卷二、武帝紀中、卷二二、太祖五王、臨川靖惠王宏傳、『南史』卷五一、梁宗室上、臨川靖惠王宏傳。
- (13) 『梁書』卷二、武帝紀中、卷一一、柳惔傳。
- (14) 『梁書』卷二、武帝紀中。
- (15) 『梁書』卷二二、韋叡傳。馮道根は輔國將軍、南梁太守、領阜陵城戍とある。『梁書』卷一八、馮道根傳。
- (17) 『梁書』卷二、武帝紀中、卷二八、裴邃傳。天監五年、別に北魏が北徐州を寇した際、韋叡に詔して豫州の衆を統率させて對處させているが、その際、叡は梁郡太守馮道根、廬江太守裴邃、秦郡太守李文釗等を水軍として支配している。梁郡、廬江郡は豫州治下の郡であつたと考えられる。『梁書』卷二二、韋叡傳。

- (18) 『梁書』卷二、武帝紀中。
- (19) その他、その統率軍の由來不明の参加者には、軍主王懷靜、軍監潘靈祐、胡景略、前軍趙祖悅、馬仙琕、朱僧勇等がいた。
- (20) 『梁書』卷一八、昌義之傳。
- (21) 『梁書』卷二、武帝紀中、卷一八、張惠紹傳。
- (22) 『梁書』卷一一、呂僧珍傳。
- (23) 「征討都督」任用例(4)裴之平の場合、都督衡州五郡征討諸軍事の衡州五郡は集團盜賊行爲の見られる内亂地域であり、征討地域を指すと考えられる。
- (24) 『梁書』卷二八、裴邃傳。
- (25) 『梁書』卷二八、夏侯竄傳。
- (26) 『南齊書』卷一四、州郡志上。
- (27) 「東宮直閤將軍」の例あり。『梁書』卷三、武帝紀下。その他、後軍蔡秀成も濶と合流することになっていたが、中央派遣軍であったと考えられる。『梁書』卷二八、裴邃傳。
- (28) 『梁書』卷三、武帝紀下、卷二八、裴邃傳。
- (29) 『梁書』卷三、武帝紀下。
- (30) 『梁書』卷三、武帝紀下、卷二八、夏侯竄傳。
- (31) 『梁書』卷二八、夏侯竄傳。
- (32) 『梁書』卷三、武帝紀下。
- (33) その他、梁の普通中、衆軍が北伐した際、裴之平が都督夏侯竄に随って渦、潼を克定したとある。『陳書』卷二五、裴忌傳。
- (34) 『梁書』卷三、武帝紀下、卷三九、元樹傳。
- (35) 『梁書』卷二八、夏侯竄傳。
- (36) 『梁書』卷三、陳慶之傳。
- (37) 『資治通鑑』卷一五一、梁紀七、武帝普通七年七月の條。
- (38) 『梁書』卷二八、夏侯竄傳。
- (39) 『梁書』卷三、陳慶之傳。卷三九、羊侃傳。
- (40) 『梁書』卷三、武帝紀下、卷三九、羊鴉仁傳。羊鴉仁は「征討都督」の可能性がある。
- (41) 『梁書』卷三、武帝紀下、卷二二、鄱陽王範傳。武帝紀下では前雍州刺史とする。「總督征討諸軍事」の表現は他に類例を見ないが、第四節及び註(68)を参照。
- (42) 『梁書』卷五六、侯景傳。
- (43) 『梁書』卷三、武帝紀下。安前將軍は鄱陵王蕭綸が、以前、丹陽尹の際、帶號していたもので、この時は中衛將軍であったと考えられる。
- (44) 『梁書』卷五六、侯景傳。丹陽尹は『梁書』卷二九、高祖三王、鄱陵攜王綸傳による限り、誤りであろう。
- (45) 『梁書』卷二九、高祖三王、鄱陵攜王綸傳。
- (46) 『梁書』卷四四、太宗十一王、安陸王大春傳。
- (47) 『梁書』卷五六、侯景傳。
- (48) 『梁書』卷二九、高祖三王、鄱陵攜王綸傳附確傳。
- (49) 『梁書』卷五六、侯景傳。
- (50) 綸が南徐州京口から北伐に赴いたことを重視したが、中央から派遣されて綸の配下に入った者もいた可能性は否定しない。
- (51) 『南史』卷五三、梁武帝諸子、武陵王紀傳。

- (52) 韋叡傳に征北將軍曹景宗とあるのは、征北將軍、雍州刺史、開府儀同三司を追贈されたのに基づき、現任官ではない。
- (53) 軍を指揮する軍主の上に都督が立つという統屬關係については、註(6)宮川氏著書第九章を参照。
- (54) 『梁書』卷二、武帝紀中、卷九、曹景宗傳、卷二二、韋叡傳、卷一八、昌義之傳。韋叡傳によれば、武帝は曹景宗と韋叡との關係にまで配慮している。景宗に對して叡は卿の郷望であるから善く敬うようにと命じている。六朝における同郷關係の有する歴史的意義については中村圭爾氏『六朝貴族制研究』（風聞書房、一九八七年）第三章、「郷里」の論理、を参照。
- (55) 『梁書』卷二二、韋叡傳。
- (56) 『梁書』卷一八、馮道根傳。本傳では、道根は輔國將軍、南梁太守となっている。
- (57) 『梁書』卷一八、張惠紹傳。
- (58) 『梁書』卷二二、韋叡傳、卷一七、馬仙琕傳。最初、馬仙琕は荊州刺史安成王蕭秀に上申して、その了承の下に懸瓠に赴いたが、『梁書』卷二二、太祖五王、安成康王秀傳、それは本文の如く、結局、武帝の追認するところとなり、武帝が派遣したのと同じになったと思われる。武帝は最初の懸瓠への對處から韋叡の派遣、最後に軍を罷めさせるまで終始指示を與えたのである。
- (59) 『梁書』卷二二、太祖五王、安成康王秀傳。南北を入れて南北秦とすることは、蕭秀を繼いだ都陽王蕭恢が南北秦を入れた都督九州諸軍事であることに基づく。同上卷、都陽忠烈王恢傳。（中華書局版『梁書』卷二二校勘記）
- (60) 『梁書』卷一八、康絢傳。『南齊書』卷一五、州郡志下。
- (61) 『梁書』卷一八、康絢傳、昌義之傳。
- (62) 同上、康絢傳。
- (63) 『資治通鑑』卷一六一、梁紀一七、武帝太清二年二月の條。
- (64) 中華書局版『梁書』卷五、元帝紀校勘記に従う。
- (65) 荊州刺史湘東王蕭繹は武帝の密詔により、「侍中、假黃鉞、大都督中外諸軍事、司徒承制」を受けていた。繹による任命はこれに基づく。『梁書』卷五、元帝紀。
- (66) 『梁書』卷五、元帝紀、『陳書』卷一三、周長傳。
- (67) 『梁書』卷五、元帝紀、卷四六、徐文盛傳、杜顛傳附幼安傳。
- (68) 「侯景の亂」の最中、中央が關知できる状況下でない時に、合州刺史都陽王蕭範が西豫州刺史裴之高を「總督江右援軍諸軍事」に任じて建康に救援に赴かせた例がある。『梁書』卷二二、太祖五王、都陽忠烈王恢傳附範傳、卷二八、裴邃傳附之高傳。
- (69) 『梁書』卷五、元帝紀。
- (70) 『梁書』卷四五、王僧辯傳。
- (71) 『梁書』卷四、簡文帝紀、卷五、元帝紀。
- (72) 『梁書』卷四五、王僧辯傳、『陳書』卷一、高祖紀上。
- (73) 『陳書』卷三一、魯廣達傳、卷二五、孫瑒傳、卷一八、章載傳。

(74) 『梁書』卷五、元帝紀、  
僧明傳。  
『陳書』卷九、侯瑱傳、卷八、杜

(75) 『陳書』卷一〇、程靈洗傳。